

別表第1（補助対象外事業となる業態転換）

転換前	転換後
大分類D 建設業	大分類D 建設業
大分類K 不動産業、物品賃貸業	大分類K 不動産業、物品賃貸業
中分類76 飲食店	中分類77 持ち帰り・配達飲食サービス業
中分類77 持ち帰り・配達飲食サービス業	中分類76 飲食店

別表第2（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額
業態転換	<p>(設備・備品費)</p> <p>1 業態転換後の事業で使用し市内に設置する、財又はサービスの生産や提供に必要となる1設備・備品(※1)あたり10万円以上の購入に要する費用</p> <p>(改装工事費)</p> <p>2 業態転換後の店舗等で行う、1工事あたり10万円以上の、市内に本店(個人については住所)を有する中小企業者に施工を発注する改装工事に係る費用</p>	<p>補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内(千円未満の金額は切り捨てる。)で、限度額50万円</p>
ECサイト開設・改善	<p>(ECサイト開設・改善費)</p> <p>1 ECサイトの開設・改善に係る費用</p> <p>(HP開設・改善費)</p> <p>2 自社HP開設・改善に係る費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。 ※改善とは、既存からリニューアルを行っていることが、そのウェブサイトを客観的に見てわかる改善であり、その改善の内容が見積書により示されていること(単なるショッピングモールの追加等は対象外)</p>	<p>補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内(千円未満の金額は切り捨てる。)で、限度額10万円</p>
クラウドファンディング	<p>(手数料)</p> <p>1 クラウドファンディングのプロジェクト終了の日から交付申請の日までに、クラウドファンディング仲介事業者へ支払う以下の費用</p> <p>(1) クラウドファンディング仲介事業者のサービス手数料(利用手数料及び決済手数料) サービス手数料(利用手数料及び決済手数料)</p> <p>(2) 支援金を早期に受け取るための手数料</p> <p>(委託費)</p> <p>2 プロジェクト終了の日の1年前から交付申請の日までに支払う、プロジェクト実施に必要となる以下の費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。</p> <p>(1) クラウドファンディングのプロジェクト制作及び仲介事業者への申請代行委託費</p> <p>(2) プロジェクトページのページコンテンツ(文書、写真、動画等)の制作代行委託費</p>	<p>補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内(千円未満の金額は切り捨てる。)で、限度額10万円</p>
デジタル化	<p>(ソフトウェア)</p> <p>1 生産性向上に寄与する機能を有するソフトウェア導入費用やライセンス取得費用</p> <p>(ハードウェア)</p> <p>2 1と併せて、また連携して動作することを目的に市内に設置する、電子機器・機械装置等の購入に要する費用</p>	<p>補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内(千円未満の金額は切り捨てる。)で、限度額50万円</p>

(※1) その設備・備品単体で単一機能を果たすもの

別表第3（申請時に必要となる書類）

補助対象事業	提出書類		申請期日
業態転換	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付申請書兼誓約書（様式第1） ・事業計画書兼対象経費予算書（様式第2） ・申請額の算定根拠が分かる見積書（2社以上）（※2） ・購入予定の設備・備品等の仕様が分かる資料（備品のカタログの写し等） ・事業者や店舗の概要が分かる書類（会社概要、HP、チラシ等） ・債権者登録申請書 ・補助金振込先の分かるものの写し <改装工事費を伴う場合> ・改装予定の建物平面図の写し（※3） <個人事業主の場合> ・直近の確定申告書の写し（青色申告者であれば青色申告決算書、白色申告であれば第1表と収支内訳書で可）、個人事業の開業・廃業等届出書の写し <オーダーメイド、オリジナル商品の場合> ・型番が明確に示された見積書及びその機能が分かるもの（※4） 	事業実施前までにかつ申請年度の2月末日まで
	屋号変更	<ul style="list-style-type: none"> ・現在（業態転換前）の屋号が分かる看板及び外観の写真 	
	区分営業	<ul style="list-style-type: none"> <昼と夜等、時間帯を区分して新たに事業を実施予定の場合> ・現在の営業時間の分かるもの（看板の写真、会社規則、HP、チラシ等の写し） <1階と2階等同一建物内の別区画にて新たに事業を実施予定の場合> ・建物平面図の写し 	
	新店進出	<ul style="list-style-type: none"> ・出店予定地の位置図 ・新店舗の工事予定図面の写し。ただし、改装工事費を伴う場合を除く。 	
ECサイト開設・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付申請書兼誓約書（様式第3） ・事業計画書兼対象経費予算書（様式第4） ・申請額の算定根拠が分かる見積書（2社以上）※ショッピングモールの場合は除く ・導入するパッケージの概要、料金プラン等が分かる資料 ・債権者登録申請書 ・補助金振込先の分かるものの写し <個人事業主の場合> ・直近の確定申告書の写し（青色申告者であれば青色申告決算書、白色申告であれば第1表と収支内訳書で可）、個人事業の開業・廃業等届出書の写し <開設の場合> ・開設するECサイトの完成イメージが分かる資料 <改善の場合> ・現在のHPやサイトの内容が分かる資料、改善するECサイトの完成イメージが分かる資料 		事業実施前までにかつ申請年度の末日まで

クラウド ファンディング	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5） ・実施したプロジェクトの内容がわかる書類（クラウドファンディング仲介事業者のウェブサイト掲載ページを印刷したもの等） ・クラウドファンディング仲介事業者に手数料を支払ったことが分かる書類（クラウドファンディング仲介事業者から送られてくる支払い明細書等） ・クラウドファンディング仲介事業者からの支援金入金を確認できる書類（通帳の写し等） ・債権者登録申請書 ・補助金振込先の分かるものの写し <委託費を伴う場合> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の支出を証する領収書等、出金したことが分かるものの写し ・補助対象経費の内訳が分かる書類（明細書、契約書、請書、請求書等の写し） ・事業を実施したことが分かる委託成果物等の写し <個人事業主の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書の写し（青色申告者であれば青色申告決算書、白色申告であれば第1表と収支内訳書で可）、個人事業の開業・廃業等届出書の写し 	プロジェクトの終了の日から1年以内
デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付申請書兼誓約書（様式第6） ・事業計画書兼対象経費予算書（様式第7） ・申請額の算定根拠が分かる見積書（ソフトウェア）（2社以上）（※5） ・導入するソフトの機能、料金プラン等が分かる資料 ・債権者登録申請書 ・補助金振込先の分かるものの写し <ハードウェアを伴う場合> <ul style="list-style-type: none"> ・申請額の算定根拠が分かる見積書（ハードウェア）（2社以上）（※5） ・導入するソフトとの連携内容が分かる資料 <個人事業主の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書の写し（青色申告者であれば青色申告決算書、白色申告であれば第1表と収支内訳書で可）、個人事業の開業・廃業等届出書の写し 	事業実施前までにかつ申請年度の末日まで

（※2）改装工事費を伴う場合は、全ての見積もりを市内に本店（個人については住所）を有する中小企業者から徴取すること。

（※3）併用住宅の場合は、住居と店舗の面積割合の分かる書類を別途提出すること。

（※4）オーダーメイド、オリジナル商品やそれらを集約した一式の商品の場合は、それぞれの設備・備品が物理的に接続されることで、機能を果たすものをいう。その際は、商品の型番が分かる見積書、料金体系の分かる書類を別途提出すること。

（※5）以下に該当する場合は、1通の見積書をもって処理することができるものとする。

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合
- ② 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- ③ 特殊の性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊の技術(特許等)を必要とする場合
- ④ システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良等を実施する場合
- ⑤ 既存のシステムとの密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等

を履行させると、既存のシステムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合

⑥ 法令等により契約の相手方が特定されている場合

補助対象事業	添 付 書 類
業態転換	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金実績報告書（様式第12） ・対象経費決算書（様式第13） ・補助対象経費の支出を証する領収書等、出金したことが分かるものの写し ・補助対象経費の内訳が分かる書類（明細書、契約書、請書、請求書等の写し） ・導入した設備・備品等の写真（全体と型番の分かるもの） ・事業を実施（業態転換）したことが分かる店内外の写真 ・店舗の営業開始日が分かる書類（チラシ、HP、SNS、看板、会社規則等） ・料金体系の分かるもの（メニュー表、サービス表等） <p>＜業態転換後の事業が許認可を要する事業の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うために新たに取得した、許認可証等の写し（食品営業許可証、確認済証等）
ECサイト 開設・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金実績報告書（様式第14） ・対象経費決算書（様式第15） ・補助対象経費の支出を証する領収書等、出金したことが分かるものの写し ・補助対象経費の内訳が分かる書類（明細書、契約書、請書、請求書等の写し） ・事業を実施したことが確認できるECサイトのページの写し（商品、サービスの内容が具体的に分かるもの） ・開設した日が分かる書類（「お知らせ記事」等） ・事業を行うために新たに取得した、許認可証等の写し（食品営業許可証、古物商等）
デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金実績報告書（様式第16） ・対象経費決算書（様式第17） ・補助対象経費の支出を証する領収書等、出金したことが分かるものの写し ・補助対象経費の内訳が分かる書類（明細書、契約書、請書、請求書等の写し） ・補助対象経費が納品されたことが分かる書類（納品書等の写し） ・事業を実施したことが分かるソフトウェアに係る稼働状況の写真（モニターの画面等） ・導入したハードウェアに係る機器等の写真（全体と型番の分かるもの）